

# 別紙 1



厚生労働省発食安第1129001号  
平成17年11月29日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎

## 食品安全基本法第24条第2項に基づく報告について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項について貴委員会に報告する。

### 記

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づく食品中に残留する農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準等の設定に際し、当該残留基準等の設定が食品安全基本法第11条第1項第3号に該当することから、同法第24条第1項ただし書の規定に基づき、同項本文の規定に基づく同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価の依頼を事前には行わないこととしていたところ、平成17年11月29日をもって当該残留基準等を設定したこと

(参考)

## 食品安全基本法（抜粋）

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3 (略)

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

- 一 食品衛生法第六条第二号ただし書(同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十一条第一項(同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。)若しくは同法第十八条第一項(同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき。

二～十四 (略)

2 関係各大臣は、前項ただし書の場合(関係各大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認めた場合に限る。)においては、当該食品の安全性の確保に関する施

策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

# 別紙 2

## プレスリリース

平成17年12月28日  
農 林 水 産 省

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正（案）についての意見・情報の募集について

この度、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正（案）」について、広く国民等から意見・情報を募集いたしますので、お知らせします。

### 1 意見・情報の提出方法

- (1) インターネットによる提出  
農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp>)に掲載
- (2) 郵便  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (3) F A X  
03-3502-8275

### 2 意見・情報の提出締切日

平成18年1月27日（金）

### 3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正（案）の概要

飼料中に残留する農薬の成分である物質及びアフラトキシンB<sub>1</sub>の量の限度を別添のとおり定めることとする。

参考：パブリックコメントの資料については、閲覧用として報道室に置いてあります。

また、「農林水産省ホームページ」の「パブリックコメント」でも御覧いただけます。

問い合わせ先	
消費・安全局 畜水産安全管理課	
飼料安全基準班	
担当者	元村 古川
代表	03-3502-8111
内線	3171 3172
直通	03-3502-8206

(別添)

単位：mg/kg(ppm)

農薬名	対象となる飼料及び基準値案										備考
	小麦	大麦	ライ麦	とうもろこし	エン麦	マイロ	乾牧草	配合飼料又は混合飼料			
								鶏又はうずら用	豚用	牛、めん羊、山羊又はしか用	
2, 4-D	0.5	0.5	0.5	0.05	0.5	0.5	260				2, 4-D、2, 4-Dナトリウム塩、2, 4-Dジメチルアミン塩、2, 4-Dエチル、2, 4-Dイソプロピル、2, 4-Dブトキシエチル及び2, 4-Dアルカノールアミン塩を含む
BHC							0.02	0.005	0.005	0.005	α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの和 α-BHC、β-BHC及びγ-BHCが検出された場合は、γ-BHCの検出の有無に関わらずBHCの基準を適用
DDT							0.2	0.2	0.2	0.2	pp'-DDD、pp'-DDE、pp'-DDT及びop'-DDTの和
アセフェート				0.5			12				
アトラジン	0.3	0.02	0.02	0.2	0.02	0.02	15				
アラクロール		0.05	0.05	0.2	0.1	0.1	3				
アルジカルブ	0.02	0.02	0.02	0.05	0.2	0.2	1				
イソフェンホス				0.02							
イミダクロプリド	0.05	0.05	0.05	0.1	0.05	0.05	6				
エチオン							20				
エンドリン							0.01	0.01	0.01	0.01	
カルタップ、ペンシルタ ップ及びチオシクラム	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.7				カルタップ、ペンシルタップ及びチオシクラムの総和をカルタップに換算
カルバリル	2	5	5	0.1	10	10	250				
カルベンダジム、ベノミル、 及びチオファネートメチル	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	10				カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチルの総和をカルベンダジムに換算したものの和
カルボフラン	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	13				カルボフラン及び3-ヒドロキシカルボフランをカルボフランに換算したものの和
キャプタン				10							
グリホサート	5	20	0.2	1	20	20	120				グリホサート、グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートトリメシウム塩及びグリホサートナトリウム塩を含む
グルホシネート	0.2	5		0.2			15				グルホシネート、N-アセチルグルホシネートをグルホシネート換算した物及び3-メチルホスフィノコープロピオン酸をグルホシネートに換算したものの総和。乾牧草は、N-アセチルグルホシネートを除く
クロルピリホス	0.5	0.2	0.01	0.1	0.75	0.75	13				
クロルピリホスメチル	10	6	7	7	10	10					
クロルフェンビンホス	0.05			0.05							E体及びZ体の和
クロルプロファム	0.05	0.05	0.05	0.05							
クロルベンジレート				0.02							
シアナジン	0.1	0.05	0.01	0.1	0.01	0.01	0.01				
ジカンバ	0.5	0.5	0.1	0.5	3	3	200				ジカンバ、ジカンバイソプロピルアミン酸、ジカンバジメチルアミン酸、ジカンバカリウム塩及びジカンバナトリウム塩を含む
ジクロールボス及びナレド	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	10				ジクロールボス及びナレドをジクロールボスに換算したものの和
ジクワット	2	5	0.03	0.05	2	2	100				
シハロトリン	0.05	0.2	0.02	0.04	0.2	0.2	3				ラムダ-シハロトリンを含む
シフルトリン	2	2	2	2	2	2	3				各異性体の和

農薬名	対象となる飼料及び基準値案										備考
	小麦	大麦	ライ麦	とうもろこし	エン麦	マイロ	乾牧草	配合飼料又は混合飼料			
								鶏又はうずら用	豚用	牛、めん羊、山羊又はしか用	
シマジン				0.3			9				
ジメトエート	0.1	0.04	0.2	1	0.01	0.01	2				
ダイアジノン	0.1	0.1	0.1	0.02	0.1	0.1	10				
チアベンダゾール	0.5	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	10				
ディルドリン及びアルドリン							0.02	0.02	0.02	0.02	ディルドリン及びアルドリンの和
デルタメトリン及びトラロメトリン	1	1	1	1	1	1	5				デルタメトリン及びトラロメトリンの和
テルブホス	0.01	0.01	0.005	0.01	0.05	0.05	1				
トリシクラゾール	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	5				
二臭化エチレン	0.1	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01					
パラコート	0.05	0.05	0.05	0.1	0.5	0.5	5				
パラチオン	0.3	0.5	0.05	0.3	0.08	0.08	5				
ピペロニルブトキシド	24	24	24	24	24	24					
ピリミホスメチル	1	1	1	1	1	1					
フィプロニル							0.2	0.01	0.02	0.02	
フェニトロチオン	10	5	1	1	1	1	10				
フェノフカルブ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3					
フェンチオン				5							
フェントエート	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4					
フェンバレレート							13	0.5	4	8	各異性体の和であり、エスフェンバレレートを含む
フェンプロパトリン							20				
プロモキシニル	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1				
ヘプタクロル							0.02	0.02	0.02	0.02	ヘプタクロルエポキシドを含む 各異性体の和
ペルメトリン	2	2	2	2	2	2	55				
ペンタゾン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	3				
ペンディメタリン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1				
ホスメット	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	40				
ホレート	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.5				
マラチオン	8	2	2	2	2	2	135				
メチダチオン	0.02	0.02	0.02	0.1	0.2	0.2	12				
メトプレン	5	5	5	5	5	5					
リンデン							0.4	0.05	0.05	0.4	γ-BHCを示す

かび毒名	対象飼料の種類	基準値案
アフラトキシンB <sub>1</sub>	牛用飼料（ほ乳期子牛用及び乳用牛用）	0.01mg/kg
	豚用飼料（ほ乳期子豚用）	0.01mg/kg
	鶏用飼料（幼すう用及びブロイラー前期用）	0.01mg/kg

注：乾牧草とは、乾牧草、わら並びに牧草及びわらに由来するサイレージ（水分を10%に換算）を指す。